

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）」を踏まえた取組の推進の依頼と、「生命（いのち）の安全教育」等について周知するものです。

6 教参学第 17 号  
令和 6 年 6 月 14 日

各都道府県教育委員会担当課長  
各政令指定都市教育委員会担当課長  
各都道府県私立学校主管部課長  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
学校設置会社を所轄する各地方公共団体の  
学校設置会社担当課長 殿  
各国公立大学法人担当課長  
大学を設置する各学校設置会社担当課長  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長  
厚生労働省医政局医療経営支援課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

安里 賀奈子  
(公印省略)

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024（女性版骨太の方針2024）」  
を踏まえた取組の推進について（依頼）

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024（女性版骨太の方針 2024）」（令和 6 年 6 月 11 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針」という。）を策定しました。

重点方針では、基本的な考え方として、男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定。以下「5 次計画」という。）」を着実に実行した上で、5 次計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取組む事項として、「I 企業等における女性活躍の一層の推進」、「II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」、「III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現」、「IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」について、政府全体として今後重点的に取組むべき事項を定めています。

重点方針の概要については、別添1のとおりです。また、全文は下記参考1の内閣府 web サイトを御参照ください。

文部科学行政関連記載については、別添2のとおり、

- ・ 科学技術・学術分野における女性活躍の推進に向けた、中高生・大学生を対象としたプログラミング教育の充実（上記Ⅰ関係）
- ・ 出産・育児等のライフイベントと研究の両立や女性研究者リーダー育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組支援の強化（上記Ⅰ関係）
- ・ 子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」の推進など、子供の性被害防止に向けた対策（上記Ⅲ関係）
- ・ 学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めるなど、健康を支援する取組の推進（上記Ⅲ関係）
- ・ 各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた取組や、女性アスリートの健康課題に対する支援等のスポーツ分野における女性の参画・活躍の促進（上記Ⅲ関係）

等に重点的に取り組むこととしておりますので、各地方公共団体・各学校設置者におかれては、重点方針の趣旨の御理解と取組への積極的な御協力をお願いします。

特に、「生命（いのち）の安全教育」については、令和5年度より全国展開を推進しているところです。令和4年12月に改訂された生徒指導提要では、性犯罪・性暴力に関する対応として、「生命（いのち）の安全教育」を実施することが明記されました。改めて教材及び指導の手引き等について周知いたしますので、各学校において、これらを活用しながら「生命（いのち）の安全教育」へ積極的に取り組むようお願いいたします。

また、教職員や児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けて、教員向けの研修プログラム（参考3・4参照）や、小・中学生を対象にした教材及び指導の手引き等（参考5参照）をホームページで公開しています。小中学生の段階でこれらの意識を植え付けないことは子供たちの可能性を引き出す上で非常に重要です。教員向けの校内研修や、授業での活用、児童生徒・保護者への資料配布等に是非お役立てください。

このことについて、各都道府県教育委員会担当課におかれては、市（指定都市を除く。）区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所管の学校及び学校法人等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項を受けた学校設置会社を所轄する各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管の学校設置会社に対して、国公立大学法人担当課に

おかれては、その設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社担当課におかれては、その設置する学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課におかれては、その設置する高等専門学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては、所管の専修学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

(参考)

【参考1：女性活躍・男女共同参画の重点方針2024について】

<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>



【参考2：生命(いのち)の安全教育の取組について】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index2.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html)



【参考3：男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムについて】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm)



【参考4：独立行政法人教職員支援機構 学校における男女共同参画の推進：校内研修シリーズ No.117】

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



【参考5：学校と地域で育む男女共同参画について】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm)



以上

[本件連絡先]

文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課  
男女共同参画企画係

電話：03-5253-4111（内線 3268、3073）

メールアドレス：danjo@mext.go.jp

女性活躍・男女共同参画を推進するための「人材の育成」を横串に据え、以下の4つの柱に沿って、持続的で広がりのある取組の推進を図る。

**I 企業等における女性活躍の一層の推進** ～活躍する女性人材と企業等で取組を推進する人材の育成～

プライム市場上場企業の女性役員に係る「2030年までに30%以上／2025年までに19%」「2025年までに女性役員ゼロ企業を0%」との目標達成に向けて、取組が進んでいない企業に対する支援強化が必要。 ⇒女性人材の採用・育成・登用の強化、経営層・管理職など女性登用を推進する人材の意識醸成が鍵。

**II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進** ～全国各地の女性が経済的に自立するための力の育成とこれを支える人材の育成～

地域における取組を推進し、全国各地における女性活躍・男女共同参画の促進が必要。 ⇒地域の取組の担い手の育成・専門性の向上や、リーダー層の意識醸成が鍵。

**III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現** ～男女共同参画の視点に立った防災・復興、配偶者暴力や性犯罪・性暴力の被害者等を支える人材の育成～

能登半島地震における対応状況の調査・検証を始めとする男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、女性・平和・安全保障（W P S）の取組強化、配偶者暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化、女性のライフステージごとの健康課題への対応など、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現に向けた取組の強化が必要。 ⇒現場における女性の参画拡大、相談支援体制の強化が鍵。

**IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化** ～あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する女性人材の育成～

あらゆる分野の政策・事業の計画等において男女別の影響やニーズの違いを踏まえることが必要。 ⇒あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画が鍵。

**I 企業等における女性活躍の一層の推進** ～活躍する女性人材と企業等で取組を推進する人材の育成～

**(1) 企業における女性の採用・育成・登用の強化**

○女性役員登用目標の達成に向けた各企業の行動計画策定の促進、役員候補となる女性人材のパイプライン構築、女性登用の意義や必要性についての企業における理解の浸透を図る。

⇒・行動計画策定ガイドの作成・周知や好事例の横展開を行う。

- ・ロールモデルとなる女性役員等の事例集の作成等、啓発コンテンツの作成や情報提供を行う。
- ・取引所・機関投資家・先進的な取組を行う企業等と連携し、全てのプライム市場上場企業に対する啓発（セミナー開催）等を行う。

○女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業を支援する。

⇒・各府省の補助金等において、補助目的に鑑みつつ、取組に積極的な企業に対する加点の優遇措置の拡大・促進に取り組む。

**(2) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進**

○理工系分野を目指す女子生徒等の育成に向けて、各地域の大学・高専で理工系の魅力を発信する機会の増加を図る。

⇒・若手ロールモデルによる授業等の実施手順の事例等を示した「理工チャレンジ」のプログラムを作成・周知し、地域の各大学・高専における取組を促す。

○プログラミングに関する教育の充実を図る。

⇒・中学校技術・家庭科（技術分野）や高校情報科の指導體制の充実を推進するとともに、プログラミング教育に関する教員対象の研修会等を実施する。

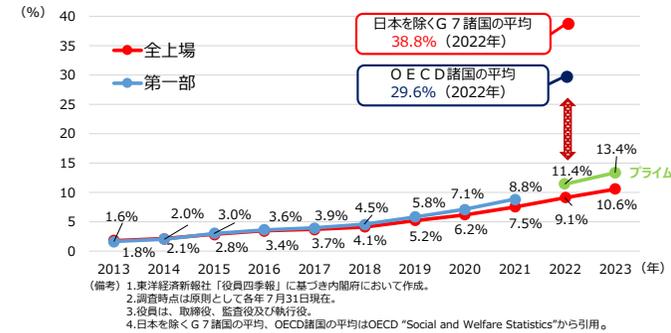
- ・大学・高専における文理を問わず幅広い学生を対象としたプログラミング教育を含む数理・データサイエンス・A I教育を推進する。

**(3) 女性起業家の支援**

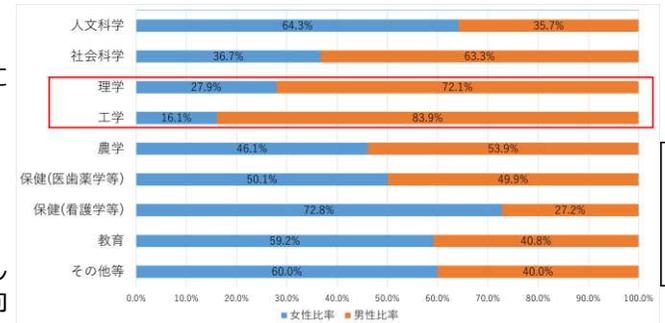
○起業家ネットワークへのアクセスが限定的、資金調達が難しいなどの課題を抱える女性起業家を支援する。

⇒・金融機関や地域中核企業など様々なステークホルダーを巻き込みつつ、全国各地で女性起業家に対して一貫した支援を提供するネットワークを構築し、事業計画に対する助言を行うとともに、支援者とのマッチングに向けた支援プログラムを実施する。

**我が国の女性役員比率の推移**



**大学（学部）の学生に占める女性の割合**



## Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進 ～全国各地の女性が経済的に自立するための力の育成とこれを支える人材の育成～

### (1) 所得向上、リスクリングの推進

○出産を契機に多くの女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の解消に向けて、正規雇用の女性の就業継続を支援するとともに、初職から非正規雇用で働く女性や、過去に妊娠等を契機に非正規雇用となった女性を正社員転換するための取組を進める。

- ⇒・拡充された非正規雇用労働者の正社員転換及び処遇改善を進める事業主に対する助成の利用を後押しするとともに、非正規雇用労働者に対するリスクリング支援や就職支援に取り組む。また、同一労働同一賃金の遵守の徹底を進める。
- ・在職中の非正規雇用労働者等に配慮した様々な受講日程、実施手法等の職業訓練を試行的に実施することにより、非正規雇用労働者等のキャリアアップに効果的な職業訓練の検証を行う。

○就労に直結するデジタルスキルの習得支援・デジタル分野への就労支援を推進する。

- ⇒・「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、スキル取得からマッチングまで一体的に支援するなど着実に就労に結び付けることが期待される地域の取組を地域女性活躍推進交付金等で重点的に後押しするとともに、就労に結びついた実績のある優良事例を事例集により周知・啓発し、全国への横展開を図る。

○男女間賃金差異の公表・分析を一層推進する。男女間賃金格差の大きい業界に着目した取組を進める。

- ⇒・女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異に係る情報公表について、義務対象を常用労働者の数が101人以上300人以下の一般事業主への拡大を検討する。
- ・賃金差異分析ツールの開発に取り組むなど、各企業等における自主点検の促進を図る。
  - ・男女間賃金格差の大きい業界に着目し、各業所管省庁等を通じた実態把握・分析・課題の整理を踏まえ、業界ごとのアクションプランの策定を促し、取組を進める。

○いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことを可能にする。

- ⇒・短時間労働者への被用者保険の適用拡大や最低賃金の引上げ等に取り組むことと併せて、「年収の壁・支援強化パッケージ」を着実に実行し、さらに、次期年金制度改正において制度の見直しに取り組む。

### (2) 仕事と育児・介護の両立の支援

○柔軟な働き方の推進や男性の育児休業取得の促進等により、男女問わず育児・介護とキャリア形成との両立を図るとともに、女性への育児負担の偏りを解消する。

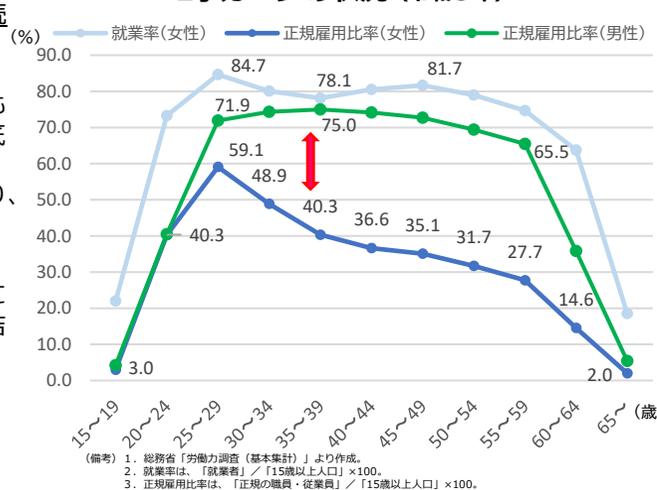
- ⇒・柔軟な働き方を実現するための措置や、男性の育児休業取得率の公表義務の拡充等を盛り込んだ改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の円滑な施行のため、周知・理解促進、助成金や労務管理の専門家による支援等を行う。
- ・育児・介護休業法の説明会等の機会を捉えて、育児休業の他にも両立支援制度があることや性別によらず利用が可能であること、制度利用時のみならず制度利用後もワーク・ライフ・バランスのとれた働き方が重要であることについて経営層や管理職も含めた周知・啓発を行う。
  - ・中小企業事業主が、育児休業や育児短時間勤務中の業務を代替する周囲の社員に応援手当を支給する場合や、育児期の柔軟な働き方に関する制度の導入、円滑な介護休業の取得・職場復帰のための取組等を行った場合の助成措置を講じる。
  - ・長時間労働の是正や、多様な正社員制度・選択的週休3日制に関する好事例の周知や導入支援などの労働者のニーズに応じた多様な働き方の環境整備を推進する。
  - ・企業が福利厚生として家事支援サービスを提供する取組を促進する観点から、広報等を行う。

### (3) 仕事と健康課題の両立の支援

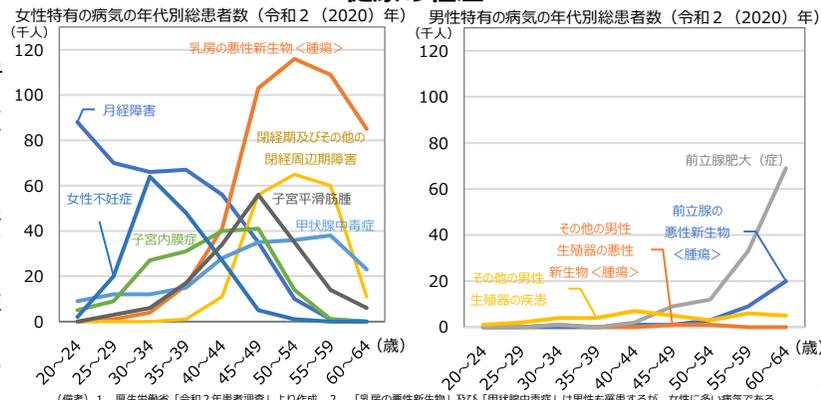
○働く女性の月経、妊娠・出産、更年期等、女性のライフステージごとの健康課題に起因する望まない離職等を防ぎ、女性の活躍を支援する。

- ⇒・プライバシーに十分配慮した上で、労働安全衛生法に基づき事業主が行う健診において、月経随伴症状や更年期障害等の早期発見に資する項目を問診等に加え、その実施を促進する。
- ・企業等におけるフェムテック製品・サービスの活用を促進し、好事例の横展開を行う。
  - ・健康経営銘柄、健康経営優良法人、なでしこ銘柄等において、女性の健康課題に取り組み、成果を上げている企業や健康保険組合の好事例を集め、他の企業等にも広く周知する。小規模事業者にも取組が広まるよう、健康経営優良法人制度中小規模法人部門の要件緩和等を検討する。
  - ・令和7年度末に期限を迎える女性活躍推進法の延長・改正に向けた検討において、事業主が女性特有の健康課題に取り組むことなど、更なる女性活躍推進に向けた検討を行う。
  - ・企業における従業員に対する性差に応じた健康課題への理解を促進するためにも、全府省において、職員向けの健康教育に率先して取り組む。

### L字カーブの状況（令和5年）



### 健康の性差



#### (4) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

○地域の企業における女性活躍を推進し、その担い手を育成する。

- ⇒・日本商工会議所や全国商工会連合会、(一社)全国銀行協会、(一社)全国地方銀行協会等と連携しながら、地域において女性の活躍を推進・支援しているリーディングカンパニーにおける取組の把握を含め、各地域の企業の好事例の周知・啓発を行う。
- ・男女共同参画センター(センター)が地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、国立女性教育会館(NWEC)が、センターの協力を得て、センターの職員性の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で得ている研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進める。
- ・就労状況など統計データの整理、全国各地のセンターからの地域における男女共同参画に関する状況と課題等の集約、その分析結果の全国のセンター等への提供など、NWEC及び全国のセンター相互間で必要な知見及びノウハウの共有を可能とするため、情報プラットフォームを新たに構築するための効果的な実施手法等に関する調査研究を行う。

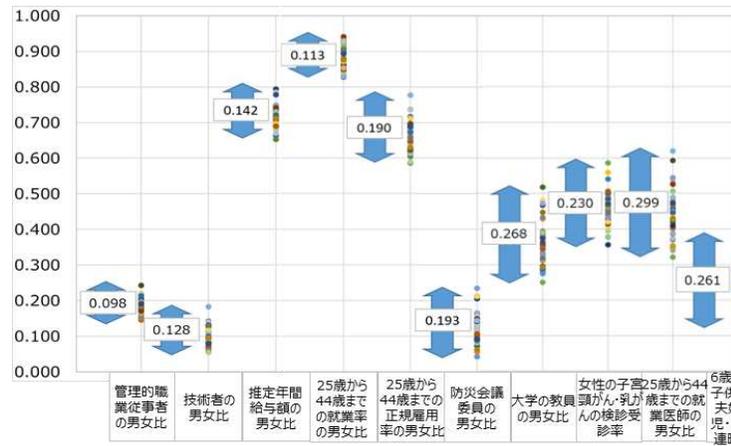
○地方公共団体における取組の推進の鍵となる地域リーダーの意識醸成・育成を推進する。

- ⇒・地域の女性活躍・男女共同参画を推進するリーダー・担い手を育成するため、地域女性活躍推進交付金を活用して、女性の登用のほか、自治会長や地方公共団体の防災会議委員等の地域の女性リーダー育成の取組に対する支援、防災委員への女性登用の好事例の横展開を行う。
- ・地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例を横展開する。
- ・地域シンポジウム等を通じて自治体における女性活躍推進の好事例の横展開を図るとともに、女性活躍に向けた男性首長のコミットメントの強化を促す。

○各地域において、人々の中にある固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消と、企業等の広報担当や人事・業務管理に携わる管理職、さらには経営層の意識改革と理解の促進を図り、性別役割分担にとらわれない働き方を推進する。

- ⇒・「オールド・ボーイズ・ネットワーク」の存在についてのホームページ・SNS等の様々なコンテンツを活用した情報発信、地方公共団体や経済団体等を対象としたワークショップの開催等の啓発活動を実施する。

#### 都道府県ごとの男女参画状況の可視化



(備考) 独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ(第1回)会議資料より抜粋。

### Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 ~男女共同参画の視点に立った防災・復興、配偶者暴力や性犯罪・性暴力の被害者等を支える人材の育成~

#### (1) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

○今般の能登半島地震における災害対応を検証し、今後の対応に活用する。

- ⇒・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえた災害対応について調査を行い、今後に向けた課題や取組を整理し、報告書を取りまとめる。

○防災の現場等における女性の参画拡大とこれを推進するリーダー層の意識醸成、国民への啓発を推進する。

- ⇒・平常時からの防災・危機管理担当部局への女性職員の配置により、災害時、女性と男性で異なる支援ニーズに適切かつ迅速に対応することが可能となることから、国や地方公共団体の災害対応の現場への女性の参画を促進する。
- ・指導的立場にある者を含む防災関係者に対し、男女共同参画の視点からの防災・復興に係る研修を充実させる。
- ・災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画やリーダーシップが重要であることでの理解促進を図るため、こどもの発達段階に応じた防災教育を行う。

#### 男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン(避難所チェックシート)

避難所	避難所チェックシート	避難所の運営体制・運営ルール
避難所	<p>1. 避難所のスペース</p> <p>2. 避難所の設備</p> <p>3. トイレ</p> <p>4. 入浴設備</p> <p>5. 炊飯</p> <p>6. その他</p>	<p>1. 避難所運営体制・運営ルール</p> <p>2. 避難所運営体制</p> <p>3. 二次避難</p> <p>4. 暴力防止・安全の確保</p> <p>5. 衛生確保・感染症予防</p> <p>6. 防災・復興の推進</p> <p>7. 防災・復興の推進</p>

## (2) 配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力への対策の強化

○改正配偶者暴力防止法や女性支援新法等の関係法律の施行状況等も踏まえ、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護及び支援、相談体制の整備及び周知等の一層の強化を図る。

- ⇒・改正配偶者暴力防止法や女性支援新法等の関係法律の施行状況等も踏まえ、多様な被害者がためらうことなく相談できる体制の整備、法定協議会の活用等も含めた配偶者暴力相談支援センター、警察、児童相談所、民間団体、医師会や医療関係者、法テラス等の連携の強化等に取り組む。
- ・被害者支援の一環としての加害者プログラムについて、都道府県等の担当者等の理解促進のための研修や交付金等により、各地域における実施を推進する。

○「相手の同意のない性的な行為は性暴力」であること等の認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化する。

- ⇒・子ども、若年層、男性等を含む多様な相談者が利用しやすいよう、都道府県等への交付金等により、ワンストップ支援センターの運営の安定化、相談員の支援能力・専門性の向上や様々な相談方法の活用を図るとともに、子ども・若者の性被害防止に向けた総合的な対策を推進する。
- ・改正刑法の施行後の適用状況を的確に把握するとともに、附則規定に基づく被害申告の困難さ等の性的な被害の実態に係る調査の速やかな実施に向け、着実に検討を進める。

## (3) 困難な問題を抱える女性への支援

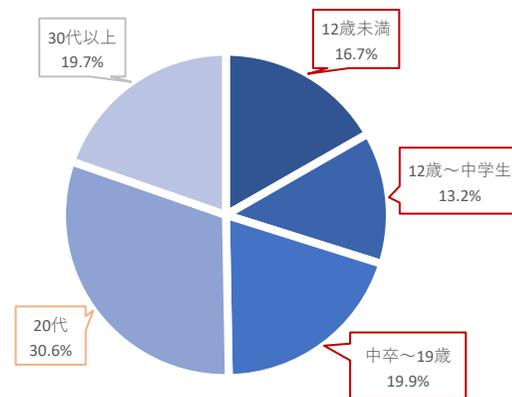
○令和6年4月に施行された女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施する。

- ⇒・女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善、民間団体と地方公共団体との協働等を推進する。

## (4) 生涯にわたる健康への支援

- ・生理の貧困への対応、フェムテックの推進と更なる利活用、緊急避妊薬の利用に向けた検討、スポーツ分野における女性の参画・活躍、女性医師に対する支援等を推進する。
- ・女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実を図る。また、同センターを中心として、女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等に取り組むとともに、「ジェンダード・イノベーション」を推進し、性差に応じ更年期などにおける健康を支援する取組を推進する。（総合対策の確立）
- ・医療従事者（内科、精神科（うつ）、整形外科（骨粗鬆症）等）に対する女性の健康課題に関する研修・啓発の実施、プレコンセプションケアなど、性差に応じた健康を支援するための取組を推進する。

ワンストップ支援センターへの相談者の被害時の年齢



(備考) 1. 内閣府「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査」報告書（令和5年3月）より作成。  
2. 令和4年6月～8月の相談者のうち、年代が不明の者を除いた場合の割合としている。

## IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化 ～あらゆる分野の政策・方針決定過程に参画する女性人材の育成～

### (1) 男女共同参画の視点に立った政府計画の策定等の推進

- ・あらゆる分野の政策・事業の計画等において、男女別の影響やニーズの違いを踏まえた検討・立案を行う。その前提として、男女の性差を考慮するとともに、関連するデータの男女別の把握に取り組む。
- ・あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

### (2) 政治・行政分野における男女共同参画の推進

- ・女性の政治参画への障壁について、より実態に即した把握に資するよう、政治に参画する上での課題等についてより詳細な調査を行い、その結果に基づき周知・啓発を行う。
- ・地方議会における女性の政治参画に資する先進的な取組事例を横展開する。（再掲）
- ・各府省において、各役職段階に占める女性の割合に関する数値目標を定める。目標や取組内容、実施状況については、各府省において公務員を志望する女性等に分かりやすい形で公表する。

## 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」における 文部科学行政関連記載

### I 企業等における女性活躍の一層の推進

#### (3) 科学技術・学術分野における女性活躍の推進

##### ① 女性が少ない分野への進学者増に向けた取組の推進

女子学生の占める割合の少ない分野の大学入学者選抜において、理工系の女子などを対象にした入学者の多様性を確保する選抜の実施等に積極的に取り組む大学等に対して、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金による支援を行うとともに、好事例等の情報提供を行う。また、女子学生の増加等に対応した施設整備に取り組む国立大学・高等専門学校（以下「高専」という。）に対して、国立大学法人等施設整備費補助金による支援を行うとともに、好事例の横展開を行う。【文部科学省】

女子学生の占める割合が少ない分野の大学入学者選抜における女子学生枠の確保等に積極的に取り組む大学の取組内容について、好事例の収集・公表等のフォローアップを通じて、取組を促進する。【文部科学省】

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、学部転換等の改革に踏み切る大学・高専を機動的かつ継続的に支援することで、成長分野への女子の進学者増を目指す。【文部科学省】

理工農系の女子学生の修学や卒業後の活躍機会の確保を目的として、大学が民間企業等と連携して行う取組を、大学の体制整備支援を通じて引き続き促進する。【文部科学省】

自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すため、社会で活躍する女性による講演などの機会も含め、各学校段階を通じたキャリア教育を促進する。【文部科学省】

児童・生徒の理科教育における興味・関心をより高め、理系分野等を選択する児童・生徒の増加につながるよう、理系分野等の専門知識を有する外部人材が学校現場で活躍できる環境を醸成する取組を一層促進する。【文部科学省】

未就学児がジェンダーバイアスにより自分の可能性を狭めてしまわないよう、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する方策について調査研究を行う。【文部科学省】

##### ② 「「理工チャレンジ」プログラム（モデル）（仮称）」の作成等

女子中高生の理工系への進学を促進するため、理工系分野に対する興味・関心を喚起し、更に意欲・能力を伸長する、保護者・教員も含めた地域における取組を支援する。また、本取組を普及させるため、支援の成果を大学・高専、教育委員会等へ発信する。【文部科学省】

さらに、理工系分野を目指す女子生徒等の育成に資するため、各地域の大学・高専において理工系分野の体験機会の提供の参考となるよう、上記の取組事例を含む、若手ロールモデルによる授業等を含む具体的な実施内容や実施手順の事例を示した「「理工チャレンジ」プログラム（モデル）（仮称）」を作成し、各大学・高専に周知し、「理工チャレンジ」の取組数や若手ロールモデルによる理工系の魅力を発信する機会の増加を目指す。

【内閣府、文部科学省】

##### ③ 女性デジタル人材育成に資するインターンシップの普及

デジタル分野を含めて、学生が主体的に自らのキャリア形成について考えることに対する意識の醸成と機会の創出を図ることができるよう、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組を推進するとともに好事例の普及に努める。【文部科学省】

#### ④次世代の女子中高生・大学生を対象としたプログラミング教育の機会の提供

中・高等学校におけるプログラミングに関する教育の充実を図るため、中学校技術・家庭科（技術分野）や高校情報科の指導体制の充実を推進するとともに、プログラミング教育に関する教員対象の研修会等を実施する。

また、大学・高専における文理を問わず幅広い学生を対象としたプログラミング教育を含む数理・データサイエンス・AI教育を推進する。【文部科学省】

#### ⑤教育委員会や男女共同参画センターとの連携

全国各地の教育委員会や男女共同参画センターと連携して、初等中等教育段階からの児童・生徒、保護者、教員を含めた理系分野への進路選択を促進する意識啓発を推進する。【内閣府、文部科学省】

#### ⑦大学等における女性登用の促進

女性管理職の登用拡大に向けた大学ガバナンスコードの見直し、学部ごとの女子学生・女性教員の在籍・登用状況などの情報開示の促進を図る。【文部科学省】

学長、副学長及び教授における女性登用を促進するため、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金を始めとする大学への資源配分において、引き続きインセンティブを付与するとともに、女性を含む様々な人材が活躍できる環境整備のための必要な施策を講じる。【文部科学省】

公的研究費の若手研究者向け支援事業の公募要領における年齢制限等において、出産・育児の期間を考慮する取組を促進する。また、大学等において若手教員採用の際の年齢制限についても同様の措置を図る。【内閣府、文部科学省、関係府省】

出産・育児等のライフイベントと研究の両立や女性研究者リーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組支援を強化するとともに、本取組で得られた成果等を積極的に発信することにより、更なる大学の取組を促進する。また、女性研究者が大学等において能力を発揮し、活躍できる環境を整えるため、各国公私立大学等に対して、ハラスメント防止のための窓口の設置等の取組の実施状況について、調査を行う。【文部科学省】

Dual Career 人事（共に研究者である夫婦の採用を一緒に工面することで、研究職の継続、家庭との両立を支援する取組）など、研究者の円滑な機関間異動に関する支援等、女性研究者などの研究者が不安なく研究に取り組めるようにするための人事制度の改革に取り組む大学等への機関支援について、複数大学のコンソーシアムによる取組の後押し等の支援を充実させるとともに、地域中核大学への支援等を通じ、好事例の発展・展開を促進する。また、家族帯同に関する支援制度を含めた優れた研究者への個人支援の在り方を検討する。【文部科学省】

### （４）職場におけるハラスメント対策の強化等

#### ②就職活動中の学生に対するハラスメントの防止と適切な対応

就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメントや教職員が学生に対して行うハラスメント等の防止のため、大学等の関係者が集まる各種会議等において、各大学における取組の好事例の発信や、相談窓口の周知等を一層強化する。【文部科学省、厚生労働省】

## Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進

### (3) 仕事と健康課題の両立の支援

#### ①健康診断の充実等による女性の就業継続等の支援

一方、産業保健スタッフ、保健師、助産師、看護師、薬剤師、養護教諭等が、職場や地域、学校など様々な場で、更年期の健康課題を含め、女性のライフステージごとの健康課題とその対処法について知識の普及に取り組めるよう、人材育成を図る。【文部科学省、厚生労働省】

### (4) 地域における女性活躍・男女共同参画の推進

#### ⑥独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）及び男女共同参画センターの機能強化

女性の経済的自立を始め、全国津々浦々で男女共同参画社会の形成を促進するため、独立行政法人国立女性教育会館（以下「NWE C」という。）の主管を内閣府に移管し、男女共同参画センター（以下、本項において「センター」という。）に法令上の位置付けを付与すること等を内容とする、NWE C及びセンターの機能強化を図るための所要の法案について、早期の国会提出を目指す。【内閣府、文部科学省】

機能強化後のNWE Cの事業については、NWE C及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ報告書を踏まえ、オンラインの利点を活かした多様なスタイルの研修の実施、地域の男女共同参画推進の担い手を育成する研修プログラムの開発、全国の男女共同参画センター・企業・学校等との連携推進、テレワークにより幅広い分野の専門家等の協力を得ての調査研究の実施等、デジタル化の進展により幅広い対象に多様なアプローチが可能となったことなどを念頭に、事業内容の高度化を図る。

また、同報告書においては、施設の在り方についても今後検討していくことが必要と述べられていることを受け、男女共同参画のナショナルセンターの機能を有効に発揮できるよう、NWE Cが所在する埼玉県及び嵐山町の声を丁寧に聞きながら検討を行う。

【内閣府、文部科学省】

将来的に、NWE Cの支援の下で、センターが地域の企業や経済団体、学校、NPO等と連携し、地域の女性活躍・男女共同参画の推進の担い手を育成できるよう、NWE Cは、センターの協力を得て、センターの職員の専門性向上に資する研修の実施や、センターが企業や経済団体等への研修で用いる研修プログラムや教材の開発に向けて情報の収集や検討を進めることとする。【内閣府、文部科学省】

また、情報の収集や検討を進めるに当たって、NWE Cは、センターや地方公共団体が地域女性活躍推進交付金を活用する等して実施する人材育成事業の一部に参画し、地域におけるネットワーク構築を支援するとともに、事業の評価・検証を通じて今後の研修充実に向けてノウハウを得ることを目指す。【内閣府、文部科学省】

#### ⑩男女共同参画の視点を取り入れた防災教育の推進

防災に関する知識の普及において、こどもの発達段階に応じ、災害の各段階において受ける影響やニーズが女性と男性で違うことや地域防災力を高めるためには女性の参画リーダーシップが重要であることの理解促進を図るため、継続して情報提供や働きかけを行う。【内閣府、総務省、文部科学省】

## Ⅲ個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現

### (3) 配偶者等からの暴力への対策の強化

#### ③非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）の予防と被害者の支援

非同棲交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）は、重大な人権侵害であり、許されない行為であることを踏まえ、暴行、傷害、脅迫、住居侵入、器物損壊、ストーカー行為等刑罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置を厳正に講ずるとともに、被害者に対する相談支援、必要な一時保護の適切な実施、若年層に対する教育及び広報啓発を推進する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

#### ④ストーカー対策の強化

ストーカー総合対策（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定、令和4年7月15日改訂）を踏まえ、被害者等からの相談体制の充実、一時避難所を確保するために必要な連携体制整備等の推進を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

### (4) 性犯罪・性暴力対策の強化

#### ③多様な被害者が被害申告・相談をしやすい環境の整備

##### エ被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）は、被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを総合的に行うことができる機関であり、性暴力の被害者が速やかにつながることが重要であることを広く周知する。【内閣府、警察庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

#### ④こどもの性被害防止に向けた総合的な対策の推進

こどもに対する性暴力を防止するため、学校設置者等や学習塾など民間の教育保育等の事業者が児童等に対する性暴力等を防止する責務があることを明確化した上で、事業者に対して、こどもの安全を確保するための措置を義務付ける等の措置を講ずる「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案（こども性暴力防止法案）」を国会に提出しており、同法案の国会審議の状況等を踏まえつつ、関係府省が連携して取り組む。また、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、(1)加害の防止、(2)相談・被害申告をしやすいとする、(3)被害者支援、(4)治療・更生の四つの観点から、取り組むべき総合的な対策を取りまとめたところであり、こども家庭庁を司令塔として、同対策に基づく取組を推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

児童、生徒等への性暴力を行った教員については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及び同法に基づく基本指針等による取組を進め、性犯罪・性暴力等の防止に向けた取組を一層徹底する。【文部科学省】

加えて、教職課程を置く大学に対し、教職課程における科目等のもとより、教職課程内外の活動等を通じて、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）等の関係法令の内容を含め、性暴力の防止等に関し学生の理解を十分に深める取組を促進するよう周知する。また、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や全国の事例の収集・発信を行う。【文部科学省】

学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重しあう人間関係など様々な観点から、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用する等により、性と健康に関する教育等を行う。【こども家庭庁、文部科学省】

## ⑤学校等における相談等の体制の強化

性犯罪・性暴力の被害に遭った児童生徒や学生等からの相談に適切に対応し必要な支援ができるよう、こども間の性暴力もいじめに含まれることや、こども間の性暴力事案や性的いじめ事案における加害者への対応や地域における関係機関との連携を含めた適切な対応の在り方について、教育委員会及び大学等に対し周知すること等により事案発生時の迅速的確な事実確認の実施及び相談体制の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省】

## ⑥切れ目のない手厚い被害者支援の確立

### アワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実

ワンストップ支援センターが、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、相談支援、同行支援、自立支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、ワンストップ支援センターと、警察、犯罪被害者等早期援助団体、病院（医師、看護師等）、法テラス、弁護士、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教育委員会等の地域における関係機関との連携の強化を図れるよう地域におけるネットワーク作りを加速する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

## ⑦生命（いのち）の安全教育の全国展開の推進

生命（いのち）を大切にし、こどもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。発達段階に応じ、就学前の教育・保育を含め、学校等において「生命（いのち）の安全教育」が実施されるよう、これまで構築した多種多様な指導モデルも活用しながら、自治体における普及展開に関する取組を支援することで、全国展開を加速化する。【文部科学省】

## ⑧インターネット上の性的な暴力等の根絶に向けた取組

被害者にも加害者にもならないようにするという観点から、関係機関・団体等と連携して、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うとともに、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上のための取組を推進する。特に、自画撮り被害（だまされたり、脅かされたりして若年層・児童生徒等が自分の裸体等を撮影し、メール等で送られる形態の被害をいう。）を防止するため若年層、児童生徒等や保護者に対する教育・啓発等の対策を総合的に推進する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

競技大会におけるアスリートや児童生徒等に対する盗撮や盗撮された性的意図を持った写真や動画の拡散等に関する問題について、日本オリンピック委員会等関係団体と連携し、必要な対策を講じる。【警察庁、法務省、文部科学省】

## ⑨社会全体への啓発

「若年層の性暴力被害予防月間」（毎年4月）や「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から25日）等を通じて、地方公共団体、学校、関係機関等との連携の下で広く広報活動を展開し、啓発を強化する。また、社会の幅広い組織・団体等の協力を得て、性犯罪・性暴力が個人の尊厳を著しく踏みにじる許されない行為であること、相手の同意のない性的な行為は性暴力であること等について各界各層を対象に啓発を強化するとともに、特に身近な者からの被害が潜在化・深刻化しやすいこどもを始め、年齢・性別を問わず、多様な被害者がためらうことなく被害を訴え、相談し、適切な支援を受けることができるよう、相談先等の周知を徹底する。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

## ⑬「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策の着実な実行

「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」（令和5年3月30日関係府省取りまとめ）において取りまとめた施策について、痴漢は重大な性犯罪であるという認識の下、関係府省が一体となって確実に実行する。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、国土交通省】

## (5) ハラスメント防止対策

### ③高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントの防止に向けた取組の推進

各大学及び高等専門学校等の高等教育機関におけるセクシュアルハラスメントを含む性暴力等及びその他のハラスメントについて、「セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（4文科高第1246号令和4年11月22日文科科学省高等教育局長通知）を踏まえ、その防止、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底等の取組を推進する。【文部科学省】

## (7) 生涯にわたる健康への支援

### ④性差に応じ更年期などにおける健康を支援する取組の推進（総合対策の確立）

各大学の医学教育において、性差を考慮した医療に関する教育の充実を促すための検討を行う。【文部科学省】

学校においても、健康診断で月経随伴症状について所見を有する児童生徒の把握及び必要に応じた産婦人科医等への相談や治療の案内に努めるとともに、女性の生涯を通じた健康課題について学ぶ機会が得られるよう、自治体の保健部局と教育委員会の連携を強化する。【文部科学省、厚生労働省】

### ⑦スポーツ分野における女性の参画・活躍の促進

スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、スポーツ団体における女性役員の確保・育成支援の実施等により、令和5年度に見直しを行ったスポーツ団体ガバナンスコードを周知するとともに、各中央競技団体における女性理事の目標割合40%の達成に向けた具体的な方策等の取組の促進を図る。

また、女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラム、相談窓口を拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。さらに、これまでの研究成果やノウハウなどの情報を広く現場に還元するため、オンライン・プラットフォームの整備・拡充等に取り組む。【文部科学省】

## 「生命（いのち）の安全教育」の実施について

○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

○令和6年4月に取りまとめられた「こども・若者の性被害防止のため総合的対策」において、「生命（いのち）の安全教育」を全国展開する旨が盛り込まれている。

○「生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）」においても、「全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施と記載されている。

### 【参考1】

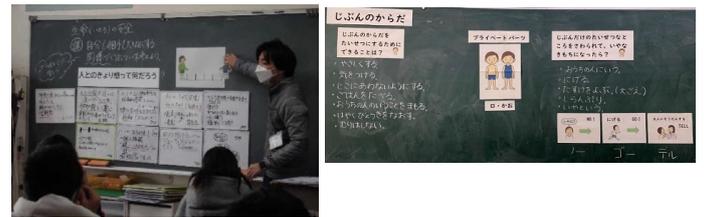
・令和5年9月公表「生命（いのち）の安全教育」実施状況について  
 <令和3年度の実績>

質問項目	合計	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校
性犯罪・性暴力防止のための教育の実施率	35.8%	5.0%	37.0%	53.4%	63.0%	49.9%

文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」

### 【参考2】

・授業等での実践の様子



○子供たちを性犯罪・性暴力の当事者とさせないため、生命（いのち）の安全教育の実施・普及にご協力いただきたい。

1

## 「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

### 教材・指導の手引き等の内容

- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。
- ・教材動画、教員研修用動画を作成。

#### （教材の主な内容）



#### 【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



2

# 生命（いのち）の安全教育 動画集

文部科学省では、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、本取組にご活用いただくため、動画コンテンツを作成・公表しています。

## 教材動画

児童生徒の1人1台端末等で動画教材をご活用いただくことで、授業等における取組の充実や家庭等における学習も含めた効果的・効率的な学習の実施が考えられるため、積極的に御活用ください！

動画教材掲載HP  
はこちら→



幼児期

小学校（低・中学年）

小学校（高学年）

中学校

高校



## 教員研修用動画

独立行政法人教職員支援機構の「校内研修シリーズ」において、各学校段階における指導内容について紹介した講義動画を公開しています。教育委員会主催の研修会、各学校の校内研修等で積極的にご活用ください！

校内研修シリーズ

子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」について

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育調査官

森本 晋也



<動画の構成>

- 1 子供の性被害にかかる現状
- 2 「生命（いのち）の安全教育」とは
- 3 各発達段階の指導内容の紹介

動画視聴は  
こちらから→



## 生徒指導提要（改訂版・令和4年12月公表）における「生命（いのち）の安全教育」の記載について

- ・「生徒指導提要」とは、**小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等**について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、**生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書**として作成したものです。
- ・**平成22年に初めて作成**して以降、いじめ防止対策推進法等の関係法規の成立など学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、**生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性等を再整理し、今日的な課題に対応していくため、12年ぶりの改訂を行い、令和4年12月に公表**。

### 「生命（いのち）の安全教育」の関連箇所

#### 「第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導－第12章 性に関する課題」(P255～P261)

##### 12.3 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造

<ポイント>

性犯罪・性暴力に関する対応について、生徒指導の観点から整理

○該当箇所抜粋



<図19 性犯罪・性暴力に関する生徒指導の重層的支援構造>

……発達支持的生徒指導としては、各教科の学習や人権教育等を通して、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重することができる人」に育つように働きかけます。

**課題未然防止教育**としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「生命（いのち）の安全教育」を実施します。

課題早期発見対応としては、健康観察等から問題の予兆を見逃さず、気付いたら被害者の安全確保を第一に迅速な対応を行います。問題が深刻化している場合には、学校内外の連携に基づき「チーム学校」として、組織的な指導・援助を行うこととなります。

##### 12.3.1 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育の展開

<ポイント>

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進する基盤として、**安全で安心な学校環境をつくること**も不可欠とし、「生命（いのち）の安全教育」の目標及び各発達段階に応じたねらいを示す。
- ・**児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、適切に「生命（いのち）の安全教育」を実施するための留意事項を示すとともに、未然防止教育における具体的な取組を示す。**

○該当箇所抜粋

段階	ねらい
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようにする。
小学校（低・中学年）	自分と相手の体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
小学校（高学年）	自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

未然防止教育では、どのような被害が起きるのかを正しく理解することが出発点になります。その上で、自ら考え、相手の意思を尊重した行動がとれるような態度や姿勢を身に付けることができるように働きかけます。具体的には、次のような取組を行います。

- ・幼児期や小学校低学年の早い時期から、他の人の水着で隠れる部分を見たり触ったりすること、口や体に触れることは、相手に不快な思いをさせることを、発達を踏まえ、分かりやすく指導する。
- ・小学校高学年や中学校の段階では、裸の写真を撮らせる・送らせることは、性的加害であり犯罪を含む危険があることを理解させる。
- ・中学校や高校の段階では、「デートDV」等を例に挙げ、親密な関係でも相手が嫌というこはしない、という認識の醸成に向けた指導を行う。

# 「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する実践事例集

- 学校等における「生命（いのち）の安全教育」の実践を後押しし、全国展開を加速化するための取組の一つとして、実践事例集を作成
- 幼稚園・保育園・認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の多様な事例を掲載

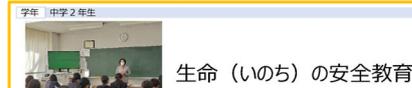
## 事例集の内容

- I 事業概要
- II 各実践校における全体計画例
- III 『生命（いのち）の安全教育』実践事例（学校種別）
  - 1 幼稚園・保育園・認定こども園
  - 2 小学校
  - 3 中学校
  - 4 高等学校
  - 5 特別支援学校（学級）

保健体育科、特別活動(学級活動)等における実践事例を掲載

## IV 資料編

- 資料1 事例集作成に係る検討会における意見 ※授業での留意点
- 資料2 性犯罪・性暴力被害に関する実態データ
- 資料3 各実践校にて使用したスライド教材（別冊）



取組概要と工夫	指導計画									
<ul style="list-style-type: none"> <li>保健体育科（保健分野）において指導に際する指導形態：学級担任・教員による指導者：教科担任・取組における指導内容：自他へのSNS</li> <li>「人権と生命を尊重する教育の推進」(8ページ)の「理解」を起点に、発達障害のある児童・生徒に配慮した学習活動を実施する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時</th> <th>主な学習活動</th> <th>指導上の留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>よい悪い人間関係について理解する。</li> <li>心と体の距離感について考える。</li> <li>性暴力（デートDV、SNS）について理解する。</li> <li>性暴力が起きないようにするための方法について考える。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。</li> <li>距離感が守られないままに取るべき行動を理解し、対処方法を身に付けることができるようにする。</li> <li>お互いの気持ちを尊重し、よい悪い（健全な）人間関係を構築しようとする態度を養う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>性被害に遭ったときの対応方法を理解する。</li> <li>事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。</li> <li>性被害の相談先について知る。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	時	主な学習活動	指導上の留意点	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>よい悪い人間関係について理解する。</li> <li>心と体の距離感について考える。</li> <li>性暴力（デートDV、SNS）について理解する。</li> <li>性暴力が起きないようにするための方法について考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。</li> <li>距離感が守られないままに取るべき行動を理解し、対処方法を身に付けることができるようにする。</li> <li>お互いの気持ちを尊重し、よい悪い（健全な）人間関係を構築しようとする態度を養う。</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>性被害に遭ったときの対応方法を理解する。</li> <li>事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。</li> <li>性被害の相談先について知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。</li> </ul>
時	主な学習活動	指導上の留意点								
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>よい悪い人間関係について理解する。</li> <li>心と体の距離感について考える。</li> <li>性暴力（デートDV、SNS）について理解する。</li> <li>性暴力が起きないようにするための方法について考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体には距離感があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。</li> <li>距離感が守られないままに取るべき行動を理解し、対処方法を身に付けることができるようにする。</li> <li>お互いの気持ちを尊重し、よい悪い（健全な）人間関係を構築しようとする態度を養う。</li> </ul>								
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>性被害に遭ったときの対応方法を理解する。</li> <li>事例をもとに性被害への対処方法について話し合い、対応力を高める。</li> <li>性被害の相談先について知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例をとおして、性暴力の例や背景を理解し、デートDV、SNSで見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。</li> </ul>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体には距離感があるという認識を身に付ける。</li> <li>距離感が守られないままに取るべき行動を正しく理解し、対処方法を理解し、デートDVについて考え、安全な意思決定ができる。</li> <li>お互いの気持ちを尊重し、よい悪い（健全な）人間関係を身に付ける必要がある。</li> </ul>	<p>授業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 時間目の展開                     <ul style="list-style-type: none"> <li>よい悪い人間関係について理解する。</li> <li>心と体の距離感について考える。</li> <li>性暴力（デートDV、SNS）について理解する。</li> <li>性暴力が起きないようにするための方法について考える。</li> </ul> </li> </ul>									
<p>題材について</p> <p>自分や相手、一人一人を尊重することの思考や態度を身に付ける必要がある。</p>	<p>学習指導要領との関連</p> <p>中学校学習指導要領 保健体育科（保健分野） 2 内容 ① 被害の防止について、課題を認識し、身に付けることができるよう指導する。 ② 被害の防止について理解を深め、被害の防止について、危険の予測と。</p>									

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等をまとめています。

生命（いのち）の安全教育の取組に関する実践事例集は、以下のページに掲載しております。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



# 「生命（いのち）の安全教育」の取組事例 ～学校～

※令和4年度の取組事例

**事例① 東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎** クラス活動など

【取組概要】

- ◆対象：4～5歳児
- ◆内容（指導者：養護教諭）
  - ・自他の尊重／性暴力（自分だけの大切なところ（プライベートゾーン）についての理解、自分の身を守る方法 等）
- ◆工夫点
  - ・「家庭とともに行う生命（いのち）の安全教育」を目指して保護者説明会（※）を実施。
  - （※）養護教諭から園の指導内容について説明、講師（東京学芸大学大学院教授）による講話
- ◆成果
  - ・説明会及び園児への指導後は、園の指導で足りない部分を家庭で補足してもらったり、園で指導した内容を家庭で伝え合ったことが報告され、相乗効果がみられた。

**事例② 千葉市立西小中台小学校、千葉市立有吉小学校** 特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学3・5年生
- ◆内容（指導者：外部講師、学級担任）
  - ・自他の尊重／性暴力／SNSの危険性（自分と他の人の大切なところの理解、お互いの体を守るルールの理解、嫌な気持ちになる場面での対応方法 等）
- ◆工夫点
  - ・外部講師（性暴力の専門家）の知見を活用して実施。
- ◆成果
  - ・外部講師と連携し、チーム・ティーチング形式（T1：外部講師、T2：学級担任）で実施することにより、教員が性暴力に関する指導のノウハウを吸収するとともに、児童に対して、心と体の距離感など「生命（いのち）の安全教育」について分かりやすく伝えることができた。

※令和5年度より、千葉市教育委員会の所管する小学校・中学校・高校・特別支援学校で全校実施。

**事例③ 大阪市立田島南小学校、大阪市立田島中学校** 特別活動

【取組概要】

- ◆対象：小学1～6年生、中学1～3年生
- ◆内容（指導者：養護教諭、学級担任）
  - ・自他の尊重／SNSの危険性／デートDV（プライベートゾーン、心と体の距離感、情報モラル教育、デートDV 等）
- ◆工夫点
  - ・小中一貫教育として、小・中学校間で全学年公開授業（保護者参観）を実施。
- ◆成果
  - ・保護者や地域からの信頼のもと、保護者参観を実施し、学校と保護者との間で授業の共有が図れた。
  - ・公開授業では、扱いにくいテーマを含むにも関わらず、保護者から前向き・肯定的な意見を多数いただいた。

＜小学校の公開授業＞	
学年	授業内容
1年生	たいせつなところと体～プライベートゾーン～
2年生	みんなむかしは赤ちゃんだった
3年生	子どもの権利条約って知ってる？
4年生	10歳のハローワーク～LSWの視点から～
5年生	誰がいのちを救う指導案「考えようみんなの命」
6年生	愛？それとも支配？～パートナーシップの視点から～
6年生	スマホについて考えよう
6年生	家庭について考えよう～結婚・子育て・親子関係～

＜中学校の公開授業＞	
学年	授業内容
1年生	心と体とわたし～思春期のトラウマとアタッチメント～
2年生	リアルデートDV～支配と依存のメカニズム～
3年生	社会の中の「親」と子～子ども虐待の事例から～

※令和5年度より、大阪市教育委員会の所管する小学校・中学校で全校実施。

**事例④ 鳥取県立若美高等学校** 特別活動

【取組概要】

- ◆対象：高校2年生
- ◆内容（指導者：人権教育担当教諭、養護教諭、学級担任）
  - ・自他の尊重／性暴力／デートDV（「自分の大切さとともに他者の大切さを認める」人権感覚の育成、デートDVの事例など性暴力についての理解 等）
- ◆工夫点
  - ・校内連携によるチーム・ティーチング。（人権教育担当教諭・養護教諭がメインで指導し、学級担任が生徒のグループディスカッションを支援。）
- ◆成果
  - ・校内の連携体制によって指導効果を高め、学習を通じて、性暴力・性犯罪に関する悩み・問題をひとりでは抱え込まなくて良いとの認識や安心感などが醸成された。

＜その他、令和5年度から全校実施に取り組む教育委員会＞（性犯罪・性暴力の防止教育）  
東京都（公立小・中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校）、福岡県（公立小・中学校、高校、特別支援学校）、さいたま市（公立小・中学校）、浦安市（公立小学校）ほか

# 学校現場における「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きましょう

## 「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」とは？

児童生徒の将来の選択肢を狭めてしまわないように

無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。これらは知らないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

「無意識の思い込み」は、環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあるものです。まずはこれらに気付くことが大切です。

## 「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」や固定的な性別役割分担意識の事例

家事・育児・介護は女性のほうが向いている

管理職は男性のほうが向いている

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである



## 教育の場で起こる「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」 ケースのご紹介

### ～大学の専攻分野の選択～

放課後、クラスの生徒と雑談している時、生徒は、進学する大学や専攻分野について迷っていることや、親の意見も気にしていることなどを話し出しました。

女子生徒「最近、工学部っておもしろそうと思っているんです。ただうちの親は、文系のほうが成績がいいのだし、就職先も見つけやすいから文系に行ったほうがいいって言うんです。それに、女なんだから東京なんかに行かないで家から通える大学にしろとか、浪人もダメだとかいうんですよ。どう思いますか？」



女子生徒の発言や気持ちをどう思いますか。  
女子生徒の親の発言や気持ちをどう思いますか。

## 教員向け研修や児童生徒向け教材のご紹介

### ●教員向け研修

#### 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しています。

【研修プログラムの詳細はこちらから】  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm)



主な対象	ケース(題名)			
小学校教員 【初級・中級】	ケース1 教員の日常 (授業・職員)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小中学校の キャリア学習	ケース4 グループワーク の活用
中学校・高校教員 【初級・中級】	ケース5 教員の日常 (資料の活用)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
管理職・管理職候補 教育委員会教員 【管理職ミドル・リーダー】	ケース8 教員の日常 (授業)	ケース9 教員の日常 (授業)	ケース10 ミドル・リーダー への移行	ケース11 女性教員の 活躍

#### 独立行政法人教職員支援機構の動画教材（校内研修シリーズ）

##### 『学校における男女共同参画の推進』

～無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、変革につなげるために～

学校における男女共同参画の推進について、無意識の思い込みに気づき、学校の変革につなげていくための視点や方法について解説しています。

【動画視聴はこちらから】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/117.html>



### ●児童生徒向け教材

#### 小・中学生向け

4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「指導の手引き」を作成しています。児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられており、授業、指導に当たっては、教材の一部分を活用することも可能です。

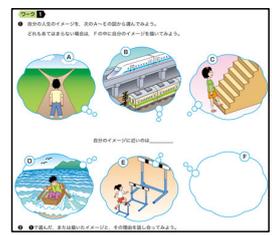


【教材はこちらから】  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm)  
※保護者向けの啓発資料もあります。



#### 高校生向け

高校生が進路選択にあたって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえて総合的に考える（男女共同参画の視点も含む）ことができるよう、教材を作成しています。家庭科、総合的な学習の時間、特別活動等において、高校生のキャリア形成支援の教材としてご活用ください。



【高校生のキャリア形成支援教材はこちらから】  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1411247.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1411247.htm)



# 学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム

～「無意識の思い込み」に気付くために～

男女共同参画の推進には、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくことが必要です。文部科学省では、初等中等教育の学校現場における男女共同参画について、教員自身の「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付きを促し、男女共同参画の基本理念や意義を整理するとともに、日常の教育活動や学校運営などを男女共同参画の視点から捉え直し、学校の管理職や教員自身の指導のヒントにつながる研修プログラムを作成しました。

## <研修プログラムで提供する教材>

教材は4種類の「動画教材」の他、「ワークシート」、研修プログラムを企画・実施するための「実施の手引き」があります。

### ◆動画教材

ケース動画（11の教育現場）の他、ケース動画のポイントを示す解説動画、社会的な背景をまとめた講義動画などを掲載しています。

主な対象	ケース(場面)			
	ケース1 教室の日常 (家庭科・掃除)	ケース2 学校行事(卒業式)	ケース3 小学校での キャリア教育	ケース4 ワーク・ライフ・ バランス
小学校教員 【初期・中堅】				
中学校・高校教員 【初期・中堅】	ケース5 教室の日常 (理科の実験)	ケース6 学校行事(体育祭)	ケース7 大学の 専攻分野の選択	
管理職/管理職候補 教育委員会教職員 【管理職・ミドルリーダー】	ケース8 教員の日常 (校務分掌)	ケース9 教員の日常 (校長会議)	ケース10 ミドルリーダー への声かけ	ケース11 男性教員の 育休取得

### ◆ワークシート

ケース動画を視聴したあとに、ケースを見て気付いたこと、ディスカッションをしてみたこと、解説動画を視聴して研修を振り返り、考えたこと等を記入します。

### ◆実施の手引き

動画教材を対象や時間、目的等にに合わせて組み合わせて活用し、教員研修プログラムを企画・実施するための手引きです。

## <研修の流れ>

【基本ワーク（1回のワークでSTEP1～3を行う場合）】

①時間 60分 ②形態 校内研修や教育センター等主催

※「実施の手引き」では、応用編として25分～90分のワークの展開例も示しています。



## <詳しくは、こちらから>

●男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm)



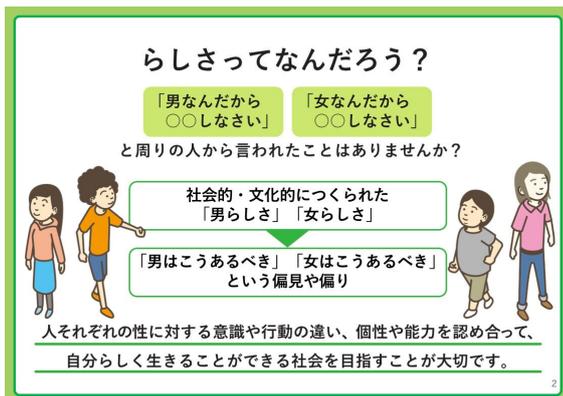
# 学校と地域で育む男女共同参画の促進

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成しました。

## <小学生・中学生向け教材>

4種類の教材（小学生低学年・中学年・高学年、中学生向け）と教育プログラムを企画・実施するための「指導の手引き」があります。

本教材は、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、社会科、家庭科、技術・家庭科、道徳、特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられており、授業、指導に当たっては、教材の一部を活用することも可能です。



**らしさってなんだらう？**

「男なんだから ○○しなさい」 「女なんだから ○○しなさい」

と周りの人から言われたことはありませんか？

社会的・文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」という偏見や偏り

人それぞれの性に対する意識や行動の違い、個性や能力を認め合って、自分らしく生きることができる社会を目指すことが大切です。

中学生向け教材

## <保護者向け啓発資料>

保護者に対し、教育内容や男女共同参画の意義を説明するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み等について伝えるための資料です。小学生向け家庭学習シートもあります。



「学校と地域で育む男女共同参画」のご案内  
教育内容の紹介と、ご家庭での取組のお願い

男女共同参画推進に向けた教育の概要

啓発の内容

① 啓発の目的  
② 啓発の対象  
③ 啓発の方法

④ 啓発の留意点

⑤ 啓発の留意点

⑥ 啓発の留意点

⑦ 啓発の留意点

⑧ 啓発の留意点

⑨ 啓発の留意点

⑩ 啓発の留意点

⑪ 啓発の留意点

⑫ 啓発の留意点

⑬ 啓発の留意点

⑭ 啓発の留意点

⑮ 啓発の留意点

⑯ 啓発の留意点

⑰ 啓発の留意点

⑱ 啓発の留意点

⑲ 啓発の留意点

⑳ 啓発の留意点

㉑ 啓発の留意点

㉒ 啓発の留意点

㉓ 啓発の留意点

㉔ 啓発の留意点

㉕ 啓発の留意点

㉖ 啓発の留意点

㉗ 啓発の留意点

㉘ 啓発の留意点

㉙ 啓発の留意点

㉚ 啓発の留意点

㉛ 啓発の留意点

㉜ 啓発の留意点

㉝ 啓発の留意点

㉞ 啓発の留意点

㉟ 啓発の留意点

㊱ 啓発の留意点

㊲ 啓発の留意点

㊳ 啓発の留意点

㊴ 啓発の留意点

㊵ 啓発の留意点

㊶ 啓発の留意点

㊷ 啓発の留意点

㊸ 啓発の留意点

㊹ 啓発の留意点

㊺ 啓発の留意点

㊻ 啓発の留意点

㊼ 啓発の留意点

㊽ 啓発の留意点

㊾ 啓発の留意点

㊿ 啓発の留意点

保護者向け啓発資料

## <詳しくは、こちらから>

●学校と地域で育む男女共同参画の促進

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm)

